

2013年9月25日

財務省関税局 御中

写) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 御中

日本船主協会
(事務局)

「出港前報告制度」の施行に際してのお願い

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。外航海運業界の活動につきまして、平素からご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴局におかれましては、2014年3月より施行予定の「出港前報告制度（以下、「本制度」）」の円滑な実施に向け、関係事業者に対し、説明会を実施するなど周知等に努められておられること承知しております。

当協会の会員である船舶運航事業者におきましても、現在、自社における準備とともに関係者への通知等にも協力させて頂いているところです。

しかしながら、特に利用運送事業者（NVOCC）においては、国内外を問わず、本制度を十分理解していないように見受けられ、このため、施行後に混乱が生じ、ひいてはわが国の円滑な物流に支障を来すのではないかと危惧しております。

つきましては、昨日、貴局からの本件に関するご説明いただいた際に、船舶運航事業者がそれぞれ発言しました本制度の施行に際しての更なる周知および運用上のお願い事項などを下記の通り整理しましたので、貴局の特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 本制度の国内外の利用運送事業者（NVOCC）への徹底した周知

ハウス B/L 情報の報告義務者は NVOCC であるにもかかわらず、本制度を当該事業者が十分に理解していないように見受けられますので、改めて貴局より、本制度の徹底した周知をお願いいたします。

また、NVOCC からハウス B/L 情報の報告がなかった場合は、船舶運航事業者による代行手配が制度上認められていないため、船舶運航事業者は、やむなく船積および船卸を断らなければならなくなることも有り得る、ということについても十分なる説明をお願いいたします。

2. NVOCC からハウス B/L 情報の報告がなかった場合の対応

船舶運航事業者は、NVOCC からハウス B/L 情報の報告がなかった場合に、法律上の

義務は無くとも、顧客である荷主との関係から、船卸を断れず、多大な時間と手間をかけ船卸許可申請業務を行わなければならない可能性もあります。

本制度の運用に際しましては、船舶運航事業者がこのような状況下にあるということをご理解頂き、ご対応頂くことをお願いいたします。

3. 外地におけるトランシップ貨物の扱い

トランシップの有無、トランシップ船の決定は直前まで決まらないことが多く、さらに一度決定したトランシップ船の直前変更も珍しくありません。

NVOCCは、確定したトランシップ船を元に再度、船積みの24時間前にハウスB/L情報を報告する必要があります。それに対応するには、確定したトランシップ船の情報を事前にNVOCCに通知する必要がありますが、時間的に対応が不可能な場合が十分予想されます。

本制度の運用に際しましては、船舶運航事業者の長年の商慣習等をご理解頂き、ご対応頂くことをお願いいたします。

以上